

2020 年度留学生インターンシップ事業（夏季）受入企業募集要領

1 実施趣旨

経済がグローバル化する中、本県で学ぶ外国人留学生は、この地域と母国についての知識・経験を有する人材として、海外展開する地域企業において活躍が期待されることから、留学生の地域企業への就職を支援するため、留学生のインターンシップを実施します。

この事業は、留学生の地域企業への就職支援を目的とするものですが、インターンシップにより雇用を直接目指すものではなく、留学生が日本企業で就業体験をすることで、日本の企業風土や労働慣行等について理解を深め、自らの進路設計に役立たせることを主眼としています。

2 主催者

この事業は、愛知県と愛知労働局が共催することとし、事業の実施は愛知県政策企画局国際課と名古屋外国人雇用サービスセンターが共同して行います。

3 対象者

（1）企業

以下のいずれにも該当する団体とします。

- ①商業・法人登記を有する会社その他の法人及び公共機関で、愛知県内に事務所等を有すること。
- ②将来の社会・地域・産業界等を支える外国人高度人材を育成するための教育活動として、就業体験及び社会人としての心構えを学ぶ機会を提供できること。
- ③留学生が安心・安全かつ有意義な研修を受けられるよう管理監督する態勢を整え、実習終了後に留学生の評価を行うことができること。
- ④インターンシップを安心・安全かつ円滑に実施するため、愛知県及び本事業受託業者、留学生の所属する大学等と連携・協力ができること（実習期間中の巡回訪問の受入を含む）。
- ⑤インターンシップの実施にあたり労働関係法令が適用される場合、同法令を遵守できること。

（2）留学生

以下のいずれにも該当する外国人留学生とします。

- ①県内の大学等（短大、大学、大学院及び高等専門学校）に在籍、又は県外の大学等に在籍するが県内に在住する外国人留学生で、大学等が推薦する者。
- ②日本語能力試験N2以上、又はそれと同程度の日本語能力を有する者

※大学等卒業（修了）後、日本企業への就職に強い意欲又は関心を有する者ですので、インターンシップの実習は、原則として日本語で行います。

受け入れていただく留学生は、愛知県が実施する事前セミナー（日本企業への就職、ビジネス慣行やマナー、ビジネス日本語など）に参加することとしています。

（３）実施期間

８月１０日（月）から９月２５日（金）までの間で、１週間（実働５日間）から２週間程度（実働１０日間）程度の範囲とします。ただし、愛知県が主催する留学生インターンシップ事業に初めて参加される場合に限り、最低実習期間を２日間としますが、必ず就業体験を組み入れてください（具体的な日程は、貴社のご都合に合わせて設定できます）。

（４）報酬等

留学生に対して報酬（賃金）を支給する必要はありません。

ただし、通勤費、旅費及び昼食代については、企業側にて任意で負担いただいても構いません。

４ 応募

（１）応募方法

事業専用ウェブサイト「Aichi Value」(<https://www.aichi-value.com/>) のエントリーフォームに必要事項を入力の上、お申し込みください（ウェブサイトでの申し込みが難しい場合は、エントリーフォーム等をメール又は郵送で送付することも可能です）。

（２）応募期限

６月５日（金）

（３）留意事項

- ①提出をいただいた「エントリーフォーム（基本事項・詳細事項及び実習計画）」は、本インターンシップ事業に参加を希望する留学生及び留学生の所属大学のみ事業専用ウェブサイトにおいて閲覧可能とします。
- ②記入のない項目については、空欄のまま掲載します。
- ③エントリーシートの入力項目のうち、「期待する学科、専攻分野」、「期待する母語・母語レベルの言語」等に対する希望が限定される場合、留学生を紹介できない確率が高くなります。
- ④愛知労働局（名古屋外国人雇用サービスセンター）と、本事業に関連する情報を共有させていただきます。

５ 選考・マッチング

（１）選考・マッチング方法

- ①事務局から、貴社でのインターンシップを希望する留学生のエントリーシートを送付（メール又は郵送）します。エントリーシートに基づき、受入可能な留学生を選考してください。

※希望により、留学生に対して面接が実施できます。その場合、面接日時の調

整は、貴社と留学生との間で直接行ってください。

②選考後は、速やかに「留学生インターンシップ受入確認書」（様式 1、実施期間は空欄可）を事務局に提出してください。

③事務局から、選考された留学生に連絡し、本人の意向を確認します。なお、受入しないこととなった留学生にも事務局から結果を通知します。

④実施期間等が決定しましたら、様式 1 を事務局まで再提出してください。

（2）マッチング実施期間

6 月 2 9 日（月）から 8 月 5 日（水）まで

（3）留意事項

①限られた時間の中で受入先を決定する必要がありますので、特別の事情がない限り、事務局によるマッチング結果は尊重していただくようお願いします。

②マッチングは、一組でも多くの成立を目指して、時間が許される限り行います。そのため、限られた時間の中での選考や、複数回にわたっての選考をお願いする場合がありますが、御理解と御協力をお願いします。

6 マッチング成立後の事務

（1）覚書の取り交わし

①「留学生インターンシップの受入に関する覚書」（ひな型 1 を参考）を作成、押印の上、大学に 2 通送付してください。

②大学の押印がされた覚書のうち、1 通が事務局に送付されます。

③事務局から、双方の押印がされた覚書の 1 通を貴社に送付します。

（2）誓約書の作成

①「誓約書」（ひな型 2 を参考）を作成し、メールで事務局に送付してください。

②事務局ら留学生に送付します。

③インターンシップ初日に、留学生から貴社に提出します。

（3）実習計画の作成

①「留学生インターンシップ実習計画」（ひな型 3 を参考）を作成し、メールで事務局に送付してください。

※その他必要に応じて、留学生と連絡、打ち合わせをしてください。

7 アンケート・報告会

今後の参考とさせていただくため、終了後のアンケート調査にご協力ください。

また、インターンシップの成果を発信するため、「インターンシップ報告会」を開催します（10月8日（木）を予定）ので、ぜひご参加ください。

8 その他

(1) 保険

インターンシップ期間中に留学生が事故等により負傷した場合の傷害保険及び他人の物（情報機器等に記録された情報を含む）を壊して損害を与えた場合の賠償責任保険を、主催者の負担により、全ての留学生に付保します。

(2) 留学生の安全確保等

インターンシップの実施にあたっては、危険区域や設備の操作方法などを事前に周知するなど、留学生の安全確保のための配慮をお願いします。また、貴社の機密情報の取り扱いには十分ご配慮ください。

(3) インターンシップ修了証明書の発行

インターンシップ修了後、留学生が希望する場合には「修了証明書」（ひな型4を参考）を発行してください。

(4) インターンシップの中止

インターンシップ実施期間中、留学生の病気や貴社でのサービス上の問題など、研修を継続することにより貴社の業務に支障が生じる場合には、インターンシップを中断することができます（その場合、速やかに事務局までご連絡ください）。

9 スケジュール

4月 1日（水）～6月5日（金）	受入企業募集
6月 1日（月）～6月24日（水）	参加留学生募集
6月29日（月）～8月 5日（水）	マッチング
8月 8日（土）～	事前セミナー（ネット配信）
8月10日（月）～9月25日（金）	インターンシップ
9月27日（日）	振り返りセミナー
10月8日（木）	インターンシップ報告会

10 申込み及び問合せ先

本事業の申し込み、お問い合わせ先については、以下のとおりです。

（事務局）愛知県「留学生地域定着・活躍促進事業」運営事務局

担 当：生島（イクシマ）・Chagi（チャギ）

電 話：052-687-8810

F A X：052-857-8857

フリーダイヤル：0120-106-566

E-mail：info@aichi-value.com

U R L：<http://www.aichi-value.com>

（委託者）愛知県政策企画局国際課調整・留学生グループ

担 当：飯田・加藤・太田

電 話：052-954-6180

F A X：052-951-2590

E-mail：kokusai@pref.aichi.lg.jp